

# 令和元年度第 1 回いわき市地域自立支援協議会議事録

いわき市保健福祉部

いわき市地域自立支援協議会議事録

会 議 名	令和元年度 第1回 いわき市地域自立支援協議会		
日 時	令和元年7月2日(火) 14:00~16:00	場 所	いわき市役所本庁舎 第8会議室
出 席 者	【区分】	【氏名】	【所属・職名】
	障がい者福祉団体	吉江 路子 箱崎 孝 石井 静子 古館 信義 長谷川 勇三 渡辺 さゆり	いわき市盲人福祉協会 女性部副部長 いわき市手をつなぐ育成会 いわき市聴力障害者会副会長・事務局長 いわき市身体障害者福祉協会会長 いわき市腎臓病患者友の会 いわき地区自閉症児・者親の会会長
障がい者福祉施設等	鈴木 繁生 高木 郁夫 古川 敬 谷平 耀宗 草野 滋章	いわき地区障がい者福祉連絡協議会【会長】 いわき福音協会 はまなす荘次長 社会福祉法人育成会 理事・本部事務局長 社会福祉法人誠心会 事務局長 社会福祉法人希望の杜福祉会常務理事	
障がい者関係機関	栗村 嘉起 吉田 裕之 佐藤 清悦 星 保男 神田 豊	いわき障害者就業・生活支援センター 所長 社会福祉法人いわき市社会福祉協議会生活支援課長 福島県立いわき支援学校長 いわき公共職業安定所長 福島県立平支援学校長	
学識関係者	山本 佳子 関 晴朗	医療創生大学教養学地域教養学科教授【副会長】 独立行政法人国立病院機構いわき病院長	
市民代表	大和田 宗子	いわき市ボランティア連絡協議会	
いわき市(事務局)	飯尾 仁 柴田 光嗣 園部 衛 武山 忠弘 矢萩 順子 山縣 紀子 長谷川 政宣 根本 健男 猪狩 大樹 工藤 慎也 加茂 雄一	いわき市保健福祉部 部長 同 次長(総合調整担当) 同 次長(健康づくり・医療担当) いわき市こども家庭課 課長 いわき市子育てサポートセンター 指導保健技師 いわき市保健所地域保健課 課長補佐 いわき市障がい福祉課 課長 同 課長補佐 同 事業係長 同 支援係長 同 主査	

	いわき市（事務局）	安藤 成央	いわき市障がい福祉課 主査
	相談支援事業所等 （事務局）	園部 義博 木村 活昭 時實 祐志 本田 隆光  永井 正樹 川崎 浩二 浄土 洋輔 鈴木 千鶴 菅波 佐知子 高木 しおり 草野 美保 白土 修 佐藤 純  佐藤 香	いわき基幹相談支援センター所長 いわき基幹相談支援センター 同 同  いわき障がい者相談支援センター （北部地域、小名浜地域、勿来・田人地域、常磐・ 遠野地域及び内郷・好間・三和地域）          いわき障害者就業・生活支援センター
欠席者	学識関係者	田子 久夫	公益財団法人磐城済世会舞子浜病院名誉院長
配布資料	令和元年度第1回いわき市地域自立支援協議会資料		

○ 令和元年度 1 回地域自立支援協議会

I 開会

II 委員及び事務局紹介

III 会長あいさつ

IV 議事

議 長 次第に基づき、議事進行をさせていただきます。はじめに説明事項(1)「いわき市地域自立支援協議会の概要について」事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (資料に基づいて説明)

議 長 只今、事務局より説明がありましたが、内容等につきまして、何か御質問等ありましたら、お願いいたします。基本的な部分ですが、新しく委員になられた方もいらっしゃるので、改めて御覧になっていただけたらと思います。質問が無ければ、次に移らせていただきます。

次に、説明事項(2)「平成 30 年度及び令和元年度におけるいわき市地域自立支援協議会の取り組み等について」事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局 (資料に基づいて説明)

議 長 只今、事務局より説明がありましたが、内容等につきまして、何か御質問などありましたら、お願いします。

補足ですが、7 ページ自立支援協議会における協議事項等について、「地域生活支援体制強化事業」という名称が出てきます。後ほど事務局から説明がありますが、「地域支援拠点事業」を言い換えたものになります。

他にはありませんか。それでは、私から 1 点。各部会、地域会議等々の活動、実績報告また今後の取り組みを拝見し、他の市町村や自立支援協議会と比較しても、充実した活動であることが伝わります。

ただ、下部組織やワーキンググループ、部会、連絡会、プロジェクトチームなど多数立ち上がっていますが、部会における進行管理が大変になること、加えてワーキンググループ、部会、連絡会、プロジェクトチ

ームは成果を出すための手段であって、これを立ち上げたことを成果としないよう、今後、進行管理を含めて必要な部会、連絡会、プロジェクトチーム、ワーキンググループを盛り上げてください。

また、途中、統廃合しても良いのではないかという内容があれば、部会で舵を切っていただきたいと思います。ほかに御質問が無ければ、次に移ります。

議長 それでは、「協議事項」について、まず「地域生活支援体制強化事業の検討（案）について」です。

本案件につきましては、説明事項が膨大となりますことから、今回は概要の説明のみとさせていただき、次回改めて協議の場を設けたいと考えております。

各委員の皆さまにおかれましては、次回までに別冊の資料（※委員のみに配布）をお読みになり、次回の会議に出席ください。

それでは事務局より説明をお願いいたします。

事務局 （資料に基づき説明）

議長 只今、事務局より説明がありましたが、内容等につきまして、何か御質問がありましたら、お願いいたします。はい、〇〇委員。

〇〇委員 〇〇です。

まずは、資料の中に3回登場した、「南部地域」ですが、エリアとしては地域会議の分け方が関係しているのか、それとも独自の想定されたエリアがあるのか。

加えて、予算要求についてですが、主にどの様な予算を要求していくのか、この2点について説明をお願いします。

議長 はい、事務局お願いします。

事務局 はい。南部地域については、小名浜地区、勿来・田人地区。いわき市にある7つの地区保健福祉センターの内、小名浜、勿来・田人の2つの地区保健福祉センターの管轄地域を南部地域と考えています。

予算要求の内容につきましては、居室確保のためのものです。

本来、事業者は利用者を受け入れ、報酬を受け取ることができるのですが、それをせずに緊急時や体験のため常に居室を確保しておいてもらうので、この居室の確保に最低限必要な委託料と必要な人員の配置に係る人件費を考えています。

そのほか日中一時支援事業の対象事業所が増え、それに伴う利用者の増加も想定できます。こういった内容も踏まえ、幅広く要求をしていきたいと考えております。

議長 よろしいでしょうか。はい、ほか御質問・御意見はありませんでしょ

うか。はい、〇〇委員お願いします。

〇〇委員

はい、〇〇です。

先ほどの〇〇委員からの質問に付け加えて伺います。

予算を取るというのは、いわき市の単独事業としてか、国の補助制度の範囲によるものなのか説明をお願いします。

事務局

はい、国の補助対象になる部分とならない部分があるので、補助対象となる部分については最大限に財源活用できるように、国と連携を図っていききたいと思います。

〇〇委員

いわき市の単独事業というのは、どういった部分ですか。

事務局

多くの部分が国の補助対象事業となりますが、補助の割合で事業費の全額が国から補助されるわけではありません。このことから、事業費の一部を市の財源から確保する必要があるということです。

議長

よろしいでしょうか。今、お話があった事業費の一部を市も支出しなければいけないなかで、緊急時のための短期入所の空室確保事業の創設、素晴らしいと思います。

そこで、この事業は「地域生活支援体制強化事業」という名称で行きますということが1つ。

それから、この事業の必要な機能として5つありますが、そのうち1から3「緊急時の受け入れ・対応」、「体験の機会・場」、「相談」この3つをまず始めに取り組み、後々、4つ目（専門性）、5つ目（地域の体制づくり）の機能についても実施していく。

そして、南部地域の小名浜又は勿来・田人地区を対象に実施していくものと、市内全地域対象のものがあるというところです。

そのほか御質問、御意見はありませんか。はい、〇〇委員お願いします。

〇〇委員

〇〇と申します。

大変いい事業だと思いますが、緊急時ですからこれは1泊のみの入所と考えてよろしいのでしょうか。

それから、24時間365日の対応ですが、市役所で一報を受けて担当地区保健福祉センターの職員に連絡が行くとなると、窓口は行政になると思いますが、それを受け入れる施設の窓口についても24時間対応になるのでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

緊急時の短期入所の空室ですが、別冊資料（※委員のみに配布）に利用日数について詳しく記載しておりまして、別冊資料（11ページ）を御覧いただきますと、1回あたり原則として月に7日を限度として、また

特に必要性がある場合は14日まで延長という案を考えております。

確保している居室に入って1日過ごして「はい、あとは自宅に」とはいかないので、まず7日間に関係している計画相談の事業所や、市の担当地区保健福祉センターの職員などが、対象者が安心して暮らせる居場所の確保等の調整をします。どうしても日数が必要なので、まずは7日。そして、どうしても7日以内には決まらない場合は14日、という案を考えております。

次に相談対応の窓口ですが、こちら市に御連絡いただいた時、まずは対象者本人が利用している事業所との調整を可能であれば行います。夜間であるとか、祝日でどうしても本人が利用している事業所との調整が付かない場合、市の職員が状況を確認したうえで、今後、新たに設置するコーディネーターに繋ぎ、緊急時宿泊事業に繋いでいく、この様な対応の流れを様々考えております。

対応の基本は、既に利用しているサービス事業所があるかどうか、計画相談の事業所が付いているかどうか、これら状況によって対応の流れが変わっていきます。ケースバイケースで様々な問題が生じることが考えられるので、今後、詳細を詰めていきたいと考えています。

〇〇委員  
議長

ありがとうございました。

ほか、ございますか。無ければ私から1つ。相談のところで「専門の相談員を配置することにより」とありますが、地域生活支援コーディネーターを配置していくという所ですが、これは次回までにどの組織に配置するかが議題として出てくるということになりますか。

事務局

はい、それにつきましても別冊資料(15ページ)を御覧ください。

資料の項目「配置場所」に記載しております。当初は、南部地域の小名浜地区保健福祉センター、勿来・田人地区保健福祉センターに直接配置することを考えていたのですが、実施当初は、市障がい福祉課、基幹相談支援センターといかに連携をして、どういった方向で事案に取り組んでいくか、この連携を重視したいと考えていることから市役所本庁舎の障がい福祉課内に基幹相談支援センターと共に配置をします。

支援を必要としている方をきちんと把握して、更にどのような方法でアウトリーチをしていくのか。そういった検討を重ねて、その後、南部地域での活動を担える体制になったところで、年度途中であっても南部地域に配置転換するなど、弾力的な方法で取り組んで行ければと考えております。

議長

はい、ありがとうございます。各法人代表の皆さん、御自身の法人に配置の話が来るのではないかと考えたと思いますが、事務局の説明の様な

流れになっています。次の御質問。はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

〇〇と申します。

当方の利用者でこの事業の対象になる方はいないと思いますが、ただ生活支援をしている中で、別冊資料を見ると対象者は障害者手帳の所持者、もしくは（精神疾患、発達障がいなどの）診断を受けている者という考えでよろしいのでしょうか。

議長

はい、事務局お願いいたします。

事務局

基本的にはそのようになります。

〇〇委員

ということは、精神障がいの方など別冊資料（10 ページ）に記載されているとお理解してよろしいですね。精神障がいの方だと医師の診断書や通院の日があれば利用が可能ということですね。

事務局

はい。別冊資料にあるのは、障害福祉サービスが利用できる方は、どういう方かを示している内容なので、基本的に対象者は同じと考えていただければと思います。

〇〇委員

はい、ありがとうございます。

議長

ほか、ございませんか。無ければ、いただいた御意見等を踏まえ、現段階は原案のとおりに取り組むこととして、また次回会議において協議することとします。

では、次に移ります。協議事項(2)「第5次いわき市障がい者計画等に策定作業の概要について」事務局より説明をお願いします。

事務局

（資料に基づいて説明）

議長

只今、事務局より説明がありましたが、内容等につきまして、何か御質問・御意見等ありますでしょうか。

現在のところ、概要説明ということですので、質問が無ければ、原案のとおり取り組むことでよろしいでしょうか。

次に、協議事項(3)「ヘルプカードの作成・配布について」事務局より説明をお願いします。

事務局

（資料に基づいて説明）

議長

只今、事務局より説明がありましたが、内容等について御質問・御意見等ありますでしょうか。はい、〇〇委員。

〇〇委員

ヘルプカードについてです。8月に配布するとのことですが、カードの材質は例えばライパックのような素材になっているのでしょうか、それとも単なる厚紙でしょうか。

また、ヘルプカードはヘルプマークと異なり財布などに入れておくなどとしていることがあるとの説明でしたが、家族がよく物を失くすので、あらゆるものを紐で繋いでいます。ですから、その様な機能を備えた手



帳を例えばパンチで穴開けて、そこに紐をつけてバックに着けるとか、  
こういった機能も考えていらっしゃいますか。

事務局 はい。まずヘルプカードの紙質ですが、厚めの少し光沢がかかった材  
質であり、単なる厚紙ではありません。

ネームホルダーに入れて使う事も出来ますので、その様な使い方も想  
定はしております。

議長 ほか、御質問・御意見等ありますでしょうか。はい、〇〇委員。

〇〇委員 〇〇と申します。

このヘルプカードですが、窓口における受け取りは本人でなければな  
らないのでしょうか、代理の者でも受け取れるものなのでしょうか。

また、受け取りの際、申請書や受取書を取り交わす必要があるでしょ  
うか。

事務局 はい。現在、詳細は検討中で決定ではありませんが、受け取り者は本  
人に限らなくてよいものと考えております。

また、受け取り時における申請書類も今のところ考えてはおりません。  
窓口へ行けば受け取れる仕組みにしたいと考えております。

議長 ほか、御意見・御質問などありますか。

なければ、このヘルプカードについても原案どおり取り組むというこ  
とでよろしいでしょうか。

以上で、本日の説明事項及び協議事項は終了となりますが、「その他」  
について、皆様から何かございますか。なければ事務局の方から何かご  
ざいますか。

事務局 次回、第2回の開催日程につきまして、会議の中で説明させていただ  
いたとおり10月を予定しております。

議長 他に何かございますか。特になければ、以上をもちまして本日の会議  
を終了いたします。本日は、御協力ありがとうございました。

事務局 鈴木会長、ありがとうございました。

以上をもちまして、令和元年度第1回いわき市地域自立支援協議会を  
終了いたします。

皆様、本日はお忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございました。

## V 閉会